

令和7年10月24日

文化審議会の答申 (重要無形文化財(生活文化)の指定・認定基準等)

文化審議会(会長 ^{しまたに} 島谷 ^{ひろゆき} 弘幸)は、10月24日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり生活文化関係の重要無形文化財の指定・認定基準等を定めることについて、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」をご覧ください。

<担当>

文化庁 参事官(生活文化創造担当)

参事官	武藤 高之	(内線 9550)
参事官補佐	山崎 真司	(内線 9557)
文化財調査官	吉野 亨	(内線 9586)
電話 : 075-451-4111 (代表)		

文化庁 参事官(生活文化連携担当)

参事官	中島 勇人	(内線 5045)
文化財調査官(食文化部門)	大石 和男	(内線 5044)
電話 : 03-5253-4111 (代表)		

1. 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和 29 年文化財保護委員会告示第 55 号）について、生活文化関係を以下のとおり新設する。

第一 重要無形文化財の指定基準

〔生活文化関係〕

生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下(二)及び(三)において同じ。）のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 芸術上特に価値の高いもの
- (二) 生活文化に係る歴史上特に重要な地位を占めるもの
- (三) 芸術上価値が高く、又は生活文化に係る歴史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

〔生活文化関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される生活文化（以下単に「生活文化」という。）を高度に体得している者
- 二 生活文化を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて行う生活文化について、これを高度に体得している者が構成している団体の構成員

保持団体

生活文化の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該生活文化を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

2. 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（令和3年文部科学省告示第90号）のうち生活文化関係について、以下のとおり傍線部の文言を追加する。

第一 登録無形文化財の登録基準

（生活文化関係）

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（重要無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- 三 生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

（生活文化関係）

保持者

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者

保持団体

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

Ⅱ．解説

1. 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

○意義・目的

生活文化の分野については、令和3年の文化財保護法改正により新設された無形文化財の登録制度によりこれまで計6件の登録無形文化財の登録を行い、幅広く緩やかな保護・継承を図ってきた。

この過程において、学術的調査の積み重ねにより、いくつかの案件について、特定の個人又は団体が有する特に優れたわざに関し、国による強い支援が必要と思われるケースも散見されるようになってきた。

以上のことから、生活文化に重要無形文化財の制度を導入するため、生活文化関係の重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準を新設する。

2. 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

○意義・目的

生活文化関係の重要無形文化財の指定制度を新設することに伴い、文化財保護法第76条の7に基づき、生活文化関係においても工芸技術関係等と同様に、登録無形文化財の対象に重要無形文化財を含めない規定を追加することとし、登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準の改正を行う。

（参考）文化財保護法第76条の7第1項

文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

Ⅲ. 参考

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準(昭和 29 年文化財保護委員会告示第 55 号)

第一 重要無形文化財の指定基準

[芸能関係]

一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 芸術上特に価値の高いもの
- (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの

二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

[工芸技術関係]

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 芸術上特に価値の高いもの
- (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

[芸能関係]

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

[工芸技術関係]

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体